

憲法記念日にあたって 選択的夫婦別姓を考える



米原市民報

日本共産党米原市議員
山脇正孝 TEL.52-1093
日本共産党米原市議員
藤田正雄 TEL.55-1527

<http://www.jcp-maibarashigidan.com/>

5月3日は憲法記念日でした。現在の日本国憲法が施行されて77年になりました。この中で選択的夫婦別姓問題について考えてみました。これは憲法第13条（個人としての尊重、幸福追求権）、14条（法の下の平等）、第24条（個人の尊厳、両性の本質的平等）などの規定に合わせて堂なか考えてみました。

世論調査結果は

62%は賛成、反対は27%

NHKが4月に行った、憲法に関する世論調査で「選択的夫婦別姓」についての回答は「賛成」が62%、「反対」27%と報道されています。

また年代別に見ると、60代以下は「賛成」が70%以上で、70歳以上は「賛成」が48%、「反対」が40%と報道されており、多くの国民、特に若い世代は賛成の結果となっています。

最高裁の判断は

民法第750条は夫婦の同氏を定めており、違憲訴訟が何度か行われており、最近の最高裁では2021年6月23日に「合憲」とされました。しかし、最高裁は、この条文は違憲とまでは言えず、「選択的夫婦別姓」は国会でしっかりと議論をし結論を得るべきとしたものです。また何人かの裁判官は違憲としています。

経団連も世論調査

婚姻後も旧姓を使い続ける「旧姓の通称使用」はすでに多くの企業で浸透している。しかし、例えば多くの金融機関において旧姓が併記された証らという形で記載されているか、明書で口座を作るとは難しい。出入国時やホテルの予約名とパスポート名が異なるという理由から同一人物と認識されない等、通称では限界がある。また、旧姓の通称使用は国際社会では通用しない。他国では旧姓使用の概念はなく、国際規格に

国際女性デーの3月8日、「選択的夫婦別姓」などジェンダー問題が重要課題とされる。省、首相官邸などに対して、同制度を定める法改正の要望書や経営者らによる署名を手渡しています。

米原市長の発言

令和3年（2021年）第2回定例会で「夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書の提出を求める請願」が採択され意見書が提出されています。

前議会の総務教育常任委員会では、2対3で不採択との結論でしたが、本会議で9対8で逆転採択となりました。意見書では10対7で可決されました。その時提出された請願文書は次のQRコードを参照ください。

見直しが必要

米原市は令和5年4月からパートナースhip・ファミリーシップ宣誓制度を取り入れました。今「同性婚」



準拠して作成されているパスポートのICチップには旧姓が記録されない。旧姓が記載されているか、必要になっており、非効率的である。このように、旧姓の通称使用は、社会・個人に莫大なコストとリスクを背負わせている。姓を変えずに婚姻できる選択肢を作ることで、発生しているコストを大きく低減できるだけでなく、女性活躍のさらなる促進、日本企業の生産性を高めることにつながる。

経団連で旧姓使用の問題を指摘する青野慶久氏（IT企業サイボーズ社長）の発言